



三重県公報

令和5年8月14日 (月)

第 438 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
506	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
507	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	2
508	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	2
509	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
海 調 委 告 示			
6	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	(海区漁業調整委員会)	3
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	同件	(同)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	5
	土地区画整理組合の理事の退任の届出	(都市政策課)	5
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(同)	5
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(水産資源管理課)	6

告 示

三重県告示第 506 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 8 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
2470502291	ヘルパーステーション れんげ	三重県津市白塚町 4324 番地	株式会社喜壽	令和 5 年 7 月 31 日	訪問介護

三重県告示第 507 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 8 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名
市川 善彦
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町川上字広 4075
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 508 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 8 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2521 番地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	旧	33.7～39.2	15.8
	新	39.2～43.3	15.8

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名張青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2521 番地先まで	旧	33.7~39.2	15.8
	新	39.2~43.3	15.8

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町相賀字江崎 1996 番地先から 北牟婁郡紀北町相賀字汐ノゾロ 513 番 1 地先まで	旧	7.4~70.8	59.2
	新	7.4~67.1	59.2

三重県告示第 509 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡紀北町相賀字渡利 87 番 4 地先から 北牟婁郡紀北町相賀字汐ノゾロ 513 番 1 地先まで	令和 5 年 8 月 18 日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町北檜杖字古谷前 637 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町北檜杖字古谷前 637 番 2 地先まで	令和 5 年 8 月 14 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 6 号

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

令和 5 年 8 月 14 日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

- 1 共同漁業権漁場における制限
 別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。
- 2 区画漁業権漁場における制限
 区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。
 なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。
- 3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。
- 4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。
- 5 この指示の有効期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名 (免許番号)	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協 (三重共第 25 号)	全 域	あみ (おきあみを含みます。) を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協 (三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号)	全 域	
志摩市地先 (英虞湾)	三重外湾漁協 (三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号)	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先 (外海)	三重外湾漁協 (三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号)	全 域	
	三重外湾漁協 (三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号)	全域及び隣接区域 (別掲)	
紀北町地先	三重外湾漁協 (三重共第 128 号)	全 域	
	三重外湾漁協 (三重共第 129 号)	一部 (別掲)	
熊野市地先	熊野漁協 (三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、154 号)	全 域	
御浜町地先	紀南漁協 (三重共第 155 号)	一部 (別掲)	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒 点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒 点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

公 告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

機殿土地改良区 (松阪市六根町 775 番地 1)

退任監事

松阪市六根町 838 番地

久留内 良一

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町南中津原及び同市北勢町大辻新田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
松阪市久保町及び同市山室町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 7 月 27 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
度会郡大紀町神原

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合から次のとおり理事の退任の届出がありました。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一見勝之

退任理事

加藤 正 桑名市多度町小山 981 番地

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、菰野インター周辺地区土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 5 年 8 月 14 日

三重県知事 一見勝之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
菰野インター周辺地区土地区画整理組合
三重郡菰野町大字菰野 1576-1 西 2 棟
- 2 事業施行期間
令和 2 年 7 月 14 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

菰野町大字潤田字新宮、字六花林、字春日、字検定、字大久保、字新起、字六大、字長林、字桜木、字蓮池、字中堀及び字土山の各一部並びに菰野町大字音羽字南山、字田福、字南道山及び字古堤の各一部

4 設立認可の年月日

令和2年7月14日

5 変更認可の年月日

令和5年8月14日

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年8月14日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|-----------|---|
| 1 特定役務の名称 | 漁業取締船「はやたか」中間検査及び同検査に伴う修繕 |
| 2 担当部局 | 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部水産資源管理課 |
| 3 落札者決定日 | 令和5年8月1日 |
| 4 落札者 | 三重県北牟婁郡紀北町長島1890-1
きりゅう造船株式会社 代表取締役 中野 保 |
| 5 落札金額 | 入札価格 25,900,000円
契約金額 28,490,000円 |
| 6 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 入札公告日 | 令和5年6月13日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
